

物件調書

所在地	栃木県那須塩原市東遅沢342番1 他14筆		
公簿地目	宅地 等	公簿面積	14,415.90㎡
接続道路	約5m（東側が市道に接面）		
法令に基づく制限	種類	内容	
	区域区分	非線引き都市計画区域	
	用途地域	なし	
	建ぺい率	—	
	容積率	—	
	その他の制限等	—	
供給処理施設の状況	種類	内容	
	電気	なし	
	ガス	なし	
	水道	なし	
	下水道	なし	
交通機関	JR宇都宮線 那須塩原駅から3.2km		
公共施設	種類	内容	
	小学校	槻沢小学校 物件から1.4km	
	中学校	三島中学校 物件から3.4km	
参照事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該物件は、平成21年まで西那須野清掃センターとして利用されていた。 ・ 現状有姿での貸付とし、引渡し後の一切の費用は活用事業者の負担とする。 ・ 貸付面積は、公簿面積によるものとする。 ・ 敷地内に電柱6本及び支柱1本が設置されている。 ・ 敷地の一部は、河川保全区域に指定されている。 ・ 敷地は、市ハザードマップによる河川浸水想定区域（想定水深0.0～3.0m未満）及び家屋倒壊の危険性のある区域に指定されている。 ・ 敷地内における掘削、建物の建築及び土地の形質の変更等は、原則として不可とする。 ・ 敷地の地盤強度、地下埋設物及び土壌汚染の有無については、調査を実施していないため不明である。これらの調査等を行う場合には、活用事業者の負担において実施すること。また、調査等及び事業の実施に伴い、地下埋設物や土壌の汚染等が判明した場合には、活用事業者の責任において適正に処理すること。 ・ 区域内にある農地（10筆）については、令和8年3月23日付けで農地法の適用を受けないことの証明を得ている。 ・ 現状において、近隣農地からの排水等の流入があるが、これを前提とした事業計画とすること。 ・ 敷地の周囲に設置されているネットフェンスについて、撤去、処分及び改修が必要となる場合には、市に協議の上、活用事業者の負担において実施すること。 ・ 物件調書は、物件の概要を把握するための資料に過ぎないため、必ず活用事業者自身において、現地及び諸規制についての確認を行うこと。 		

【位置図】



【航空写真】

